

○豊丘村空き家改修費補助金交付要綱

平成20年4月1日
豊丘村要綱第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊丘村人口増対策基本計画に基づく無居住住宅（以下「空き家」という。）を利用した人口の増加対策、また、村内各所に点在する空き家の環境保全対策の一環として、空き家を整備し、居住する者に対し、空き家改修費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金交付の対象者等)

第2条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）は、豊丘村内において自ら居住するため空き家の改修を行う者で次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 豊丘村空き家情報活用制度の物件登録者（貸主）又は利用登録者（借主）
 - (2) 空き家の改修を村内建設業者において行う者
 - (3) 市町村税等を滞納していないこと。
- 2 この補助金を受けられるのは、1回を限度とする。
- 3 借主で補助を受けた者は、改修後速やかに居住しなければならない。
- 4 合併処理浄化槽設置は、この補助金交付の対象とならない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、空き家改修費の1/2以内の額とする。ただし、1件当たり50万円を補助金の限度額とする。また、補助金に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家改修費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、村長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の間取り平面図
- (2) 貸主が申請者となる場合は固定資産税の納税証明書、借主が申請者となる場合は市町村民税の納税証明書
- (3) 工事見積書
- (4) 工事予定箇所の写真
- (5) 借主が申請者となる場合は、物件登録者の同意書
- (6) その他村長が必要と認める書類

(補助金の決定)

第5条 村長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る内容を審査し、適当と認めるときは、空き家改修費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更届)

第6条 補助金の決定を受けた者は、次の一に該当する場合、遅滞なく空き家改修費補助金交付変更届(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

- (1) 改修工事の内容を変更するとき。
- (2) 改修工事を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 工事が予定期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったときは、遅滞なくその旨を報告し指示を受けなければならない。

3 村長は、第1項の変更届の提出又は報告があった場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

4 前項の規定により補助金の交付の変更を決定したときは、空き家改修費補助金交付決定変更通知書(様式第4号)により通知する。

(工事完了届)

第7条 補助金の決定を受けた者は、決定の日から起算して6か月以内かつ決定年度内に工事を完成させ、完成の日から14日以内に工事完了届(様式第5号)を村長に提出しなければならない。ただし、災害等その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(工事完了検査)

第8条 村長は、補助金の決定を受けた者から工事完了届の提出があったときは、速やかに検査し補助金の確定をしなければならない。

(補助金の支払)

第9条 補助金は、工事完了検査後交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 村長は、補助金の交付を受けた者が次に該当する場合には、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 改修工事を完了した日から起算して6ヶ月以内に、豊丘村に住所を有しないとき。
- (2) 居住後、3年以内に豊丘村から転出したとき。
- (3) 居住後、村税等に滞納があったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

豊丘村長 様

申請者 住所

氏名 印

(電話 — —)

空き家改修費補助金交付申請書

豊丘村空き家改修費補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請内容

区分	申請額等	算定基準等
空き家改修費補助金	円	改修費総額の1/2以内の額 「限度額500,000円」 (1,000円未満切り捨て)

2 改修工事費等の内容

空き家の所在地	豊丘村大字 番地
延床面積	平方メートル
改修工事予定額	円(別添工事見積額)
着工予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
入居予定年月日	年 月 日

居住予定者	氏名	続柄	生年月日	職業
		本人		

3 添付書類

- (1) 空き家の間取り平面図（床面積のわかるもの）
- (2) 貸主が申請者となる場合は固定資産税の納税証明書、借主が申請者となる場合は市町村民税の納税証明書
- (3) 工事見積書
- (4) 着工予定箇所の現況写真
- (5) 借主が申請者となる場合は、物件登録者の同意書
- (6) その他村長が必要と認める書類

第 号

年 月 日

様

豊丘村長

印

空き家改修費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった空き家改修費補助金の交付については、下記のとおり決定したので、豊丘村空き家改修費補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

区分	決定金額	算定基準等
空き家改修費補助金 「入居予定年月日」 年 月 日	円	改修費総額の1/2以内の額 「限度額500,000円」 (1,000円未満切り捨て)

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

豊丘村長 様

申請者 住所

氏名 _____ 印

(電話 — —)

空き家改修費補助金交付変更届

年 月 日付け 第 号で補助金の決定を受けた空き家改修費補助金を下記のとおり変更したいので、豊丘村空き家改修費補助金交付要綱第6条の規定により届け出ます。

記

1 変更の理由

2 変更の内容(変更のある欄を記入してください)

区分	決定金額	算定基礎等
空き家改修費補助金	(変更前 円) 変更後 円	改修費総額の1/2以内の額 「限度額500,000円」 (1,000円未満切り捨て)
空き家の所在地	豊丘村大字	番地
延床面積	平方メートル	
改修工事予定額	変更前	円
	変更後	円(別添工事見積額)

着工予定年月日	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日
完了予定年月日	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日
入居予定年月日	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日

3 申請書に添付した書類で変更あるものは添付してください。

第 号

年 月 日

様

豊丘村長

印

空き家改修費補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで届のあった空き家改修費補助金の変更については、下記のとおり豊丘村空き家改修費補助金交付要綱第6条第3項の規定により変更決定したので、通知します。

記

区分	決定金額	算定基礎等
空き家改修費補助金 [入居予定年月日] 年 月 日	(変更前 円) 変更後 円	改修費総額の1/2以内の額 [限度額500,000円] (1,000円未満切り捨て)

様式第5号(第7条関係)

平成 年 月 日

豊丘村長 様

申請者 住所

氏名 _____ 印

(電話 — —)

工事完了届

豊丘村空き家改修費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

1 改修工事等の内容

空き家の所在地	豊丘村大字	番地
延床面積	平方メートル	
改修工事額	¥	円
着工年月日	年	月 日
完成年月日	年	月 日
入居年月日	年	月 日

2 添付書類

- (1) 改修工事支払い証明書(支払領収書)
- (2) 豊丘村が発行する入居者全員の住民票の写し、又は外国人登録原票証明書
- (3) 改修工事竣工写真
- (4) その他村長が必要と認める書類

豊丘村空き家改修費補助金交付請求書

平成 年 月 日

豊丘村長 吉川 達郎 様

申請者：住 所 豊丘村大字（河野・神稲）

番地

氏 名

印

豊丘村空き家改修費補助金交付要綱の規定により、以下のとおり補助金を請求します。

記

1、請求金額

金額 _____ 円

2、振込口座

金融機関名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	